

25財記念第40号  
平成25年7月4日

関係各都道府県・政令指定都市教育委員会  
文化財行政担当課長 殿

文化庁文化財部記念物課長  
榎 本 剛

(印影印刷)

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査  
のための職員派遣について（依頼）

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査については、平成24年4月から、関係道府県・市町より埋蔵文化財専門職員を岩手県（県内市町を含む）、宮城県及び福島県に派遣していただくなど、積極的に対応していただいております。深く感謝申し上げます。

当該職員派遣については、東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（平成23年9月30日付け23庁財第288号、平成24年9月27日付け24庁財第414号及び平成25年3月15日付け24庁財第737号）により、依頼しているところではありますが、今般、岩手県、宮城県及び福島県より、今後更なる復興事業の増加が見込まれていることから、平成25年度下半期については、追加派遣について特段の配慮を願いたい旨の要請がありました。

については、留意事項等（別添1）を参照の上、様式（別添2）により7月31日（水）までに御回答をお願いします（関係都道府県教育委員会におかれては管下の市区町村教育委員会に照会いただき、各市区町村の回答を取りまとめの上、貴都道府県分と合わせて御回答願います）。

なお、岩手県、宮城県及び福島県の各県の判断と調整により、被災した市町村に直接派遣することとなる場合があります。

また、職員派遣を検討いただくに当たっては、東日本大震災に係る被災地方公共団体に対する人的支援について（平成24年2月24日付け総行公第15号各都道府県知事・各指定都市市長宛総務省自治行政局公務員部長通知。別添3）において

言及されている、派遣される職員が行っていた業務に再任用職員等を充てる等の対応のほか、第三セクター等の職員を当該団体の身分を有したまま被災地方公共団体が受け入れられる仕組みの整備について（平成25年3月8日付け総行公第26号各都道府県知事・各指定都市市長宛総務省自治行政局公務員部公務員課長通知。別添4）において言及されている、第三セクター等の職員の派遣も考えられますので、併せて御検討をお願い申し上げます。

（本件担当連絡先）

文化庁文化財部記念物課埋蔵文化財部門

近江，林（内線 2879）

電話：（代表）03-5253-4111

（直通）03-6734-2876

E-mail：ohmi@bunka.go.jp

mhayashi@bunka.go.jp

## 派遣に係る留意事項等（中長期派遣）

### 1 派遣の種類

本派遣は、地方自治法第252条の17の規定に基づくものを想定しています。

### 2 派遣先及び業務

派遣先は、以下のとおりであり、派遣先の事情に応じて、県事業・市町村事業に従事していただくこととなります。その際、埋蔵文化財発掘調査の迅速化を進める観点から、各市町の場合、発掘調査に加えて復興事業の進捗に合わせた開発事業との事前調整業務や埋蔵文化財に係る業務を担っていただくこともあります。

- ・岩手県（釜石市教育委員会，大槌町教育委員会）
- ・宮城県（気仙沼市教育委員会，南三陸町教育委員会，山元町教育委員会）
- ・福島県（福島県教育委員会，南相馬市教育委員会，広野町教育委員会）

### 3 派遣を希望する3県からの希望

#### (1) 受入れ希望期間

平成25年10月1日～平成26年3月31日

#### (2) 各職員の派遣希望期間

年度途中であり、人員の確保に困難が予想されますので、半年未満の期間であっても派遣が可能な場合は積極的に協力願います。

なお、特に市町の場合、市町村からの派遣を希望しています。埋蔵文化財に係る事務や調整業務等に携わる職員の派遣については、下記のような方法も可能ですので、合わせて御検討をお願いします。

- ・近隣自治体，県内市区町村と連携して，被災市町村に交代で派遣を実施
  - ・カウンターパート方式による，特定の県及び県内市町村に対する派遣を実施
- ※1か月又は2か月単位での派遣が可能である場合は，その具体的な時期を含めて御記入ください（例えば，平成25年10月から2か月等）。

#### (3) 派遣希望職員数

平成25年度下半期18名程度（県4名，市町14名）

※平成25年度下半期の数字については，平成25年度上半期から派遣されている人数から更に追加される人数です。

※今後も事業計画の変化が予想され，流動的なものであることを御了解ください。

#### 4 回答に当たっての留意事項

##### (1) 回答全般について

- ・派遣可能な者を記入する場合は1名ごとに行を変えて御記入ください。

##### (2) 平成26年度以降の派遣の見込みについて

可能であれば、中長期（平成26年度から平成28年度）の派遣の見込みを御記入ください（平成27年度から派遣が可能、平成28年度から1名程度なら可能など。）。平成26年度以降の派遣については改めて本調査と同様の調査を行います（この回答で確定ではありません。）。

##### (3) その他

各都道府県等の事情で、特に、派遣先や条件等について要望事項、留意事項等がありましたら、要望事項等の欄に御記入ください。ただし、要望派遣者数が多いため、要望等に沿えない場合も予想されますので、あらかじめ御了承願います。

#### 5 その他

派遣先は、文化庁と岩手県、宮城県及び福島県で調整して決定します。その後、派遣元と派遣先のそれぞれの県・市において派遣に関する協定等を締結することになります。

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（平成25年3月15日付け24庁財第737号 別添5）で依頼いたしました職員の短期出張による応援等については、引き続き特段の御配慮・御協力をお願い申し上げます。



総行公第15号  
平成24年2月24日

各都道府県知事  
（人事担当課・市区町村担当課扱い）  
各指定都市市長  
（人事担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部長

### 東日本大震災に係る被災地方公共団体に対する人的支援について

東日本大震災による被災地への人的支援については、既に各地方公共団体において積極的な対応をしていただいているところであり、深く感謝申し上げます。

被災地方公共団体においては、各地方公共団体からの人的支援を得ながら、懸命に復旧・復興事業を進めているところですが、本格的な復旧・復興に係る事務量の増大に対応するため、平成24年度においては広範な職種にわたって職員不足が避けられない状況にあります。

各地方公共団体におかれては、被災地方公共団体の窮状をご賢察いただき、被災他地方公共団体に対する人的支援について、下記の事項に留意し、なお、一層のご理解とご協力を賜りますとともに、被災地方公共団体におかれても、下記の事項を参考にさせていただきますようお願いいたします。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を確実にお伝えいただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

### 記

- 被災地方公共団体における地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受け入れ経費（給料、各種手当、赴任・帰任等の旅費、共済等負担金、宿舎借上費等の派遣職員の受け入れに要する経費）については、その全額を特別交付税により措置することとしております。
- 被災地方公共団体における本格的な復旧・復興に係る事務量の増大への対応としては、別紙のとおり、他の団体からの職員の派遣の他、任期の定めのない常勤職員の採用、再任用職員の採用、必要な期間における任期付職員の採用が考えられるところです。

なお、被災地方公共団体において東日本大震災への対応のために職員の採用を行った場合の経費については、その全額を特別交付税により措置することとしておりますので申し添えます。

併せて、雇用創出基金事業を活用して臨時・非常勤職員を採用することができることを申し添えます。

3. 被災地方公共団体に人的支援を行う団体においては、被災地方公共団体に派遣された職員が行っていた業務に再任用職員等を充てる等も考えられるところであり、別紙の内容も参考にしながら、更なる職員派遣についてご検討をお願いいたします。

[連絡先]

総務省自治行政局公務員部公務員課 長田、西巻

電 話 03—5253—5542

FAX 03—5253—5552

e-mail t.osada@soumu.go.jp

(別紙) 本格的な復旧・復興に係る事務量の増大へ対応するための職員の派遣以外に考えられる職員の確保策について

## 1 被災地方公共団体における職員採用の手法及び留意事項

### ①任期の定めのない常勤職員の採用（地方公務員法第17条）

新卒者を中心とした採用以外に、経験者を中心とした中途採用を行うことが考えられる。

### ②再任用職員（常勤／短時間勤務）の採用（地方公務員法第28条の4～第28条の6）

定年退職に引き続いて再任用するほか、現在再任用されていない元職員を採用し、その経験を活用することが考えられる。

### ③任期付職員（常勤／短時間勤務）の採用（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条、第5条）

震災からの復旧・復興に係る事業については、任期付職員法第4条第1項に定める要件に当てはまるものであり（第5条第1項に定める短時間勤務職員においても同じ。）、年齢に関わらず本人の能力に応じて任期付職員の採用が可能である。また、任期付職員の採用においては、専門的な知識と経験を有する退職した元職員を活用することも考えられる。

特に市町村においては、任期付職員法に基づく条例を制定していない団体が多いことから、既に総務省から示している条例（例）（別添参照）を参考に条例を制定し、積極的に活用いただきたい。

### ④臨時・非常勤職員の採用（地方公務員法第3条第3項第3号、第17条、第22条）

上記の他、臨時的・補助的業務又は特定の学識・経験を要する職務に従事させる場合には、臨時・非常勤職員を採用することにより対応することも考えられる。

※ ①～③に要する経費についてはその全額を特別交付税により措置することとしている。また、④については雇用創出基金事業を活用することができる。

## 2 被災地方公共団体に人的支援を行う団体における対応方法及び留意事項

### ①再任用職員の採用（地方公務員法第28条の4～第28条の6）

被災地方公共団体に派遣された職員が行っていた業務に従事させるため、定年退職に引き続いて再任用するほか、現在再任用されていない元職員を採用することも考えられる。

また、採用した元職員を被災地方公共団体へ派遣することも考えられる。

### ②任期付職員（常勤）の採用（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条）

任期付職員法第4条第2項に基づき、被災地方公共団体に派遣された職員が行っていた業務に従事させるため、任期付職員の採用を行うことも可能である。



また、任期付職員法第4条第1項に基づき採用した職員を、被災地方公共団体へ派遣することも考えられる。

任期付職員の留意事項等については、1③も参照のこと。

③臨時・非常勤職員の採用（地方公務員法第3条第3項第3号、第17条、第22条）

上記の他、臨時的・補助的業務又は特定の学識・経験を要する職務に従事させる場合には、臨時・非常勤職員を採用することにより対応することも考えられる。

○一般職の任期付職員の採用に関する条例（例）

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号。以下「法」という。）第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の任期を定めた採用）

第二条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

三 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

四 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第三条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

一 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

二 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第四条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第一項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定による承認

二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成〇年〇月〇日〇〇県条例第〇号）第〇〇条〔職員の勤務時間、休暇等に関する条例（案）（平成六年八月五日付け自治能第六十五号）第十八条相当規定〕の規定による介護休暇の承認

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定による承認

(任期の特例)

第五条 法第六条第二項の規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第三条第一号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第三条又は第四条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第三条又は第四条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合

二 〇〇県〇〇計画に基づき平成〇〇年までに期間を限定して実施する〇〇業務に従事させる場合

(任期の更新)

第六条 任命権者は、第二条から第四条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

総行公第 26 号

平成 25 年 3 月 8 日

各都道府県総務部長  
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）  
各指定都市総務局長  
（人事担当課扱い）

】 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長  
（公印省略）

第三セクター等の職員を当該団体の身分を有したまま  
被災地方公共団体が受け入れられる仕組みの整備について

東日本大震災による被災地方公共団体への人的支援につきましては、平成 24 年 11 月 30 日付け公務員部長通知（総行公第 96 号）により各地方公共団体に対し、ご理解とご協力をお願いしたところです。全国の地方公共団体からは、厳しい地方行財政状況の中、多数の職員派遣を申し出ているところであり、感謝申し上げます。

このたび、被災地方公共団体に対し、平成 25 年 3 月 1 日付け公務員課長通知（総行公第 20 号）において、民間企業や地方公共団体の第三セクター等（土地開発公社等の地方三公社、財団法人等。以下同じ。）の職員の身分を有したまま被災地方公共団体が受け入れる際の留意事項等について周知いたしました（別添参照）。

今後、被災地方公共団体において第三セクター等の職員の身分を有したまま採用する取組が増えるものと想定されることから、被災地方公共団体への協力について積極的に対応を検討いただくよう、所管の第三セクター等への周知をお願いいたします。

なお、被災地方公共団体へ協力する意向のある第三セクター等の情報を被災地方公共団体へ提供する仕組みについては、現在検討しているところであり、後日連絡することとしております。

貴県内の市町村に対してもこの旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

【連絡先】

総務省自治行政局公務員部公務員課 小野寺、上村  
電話 03-5253-5542  
E-mail h.onodera@soumu.go.jp  
y.kamimura@soumu.go.jp

総行公第20号  
平成25年3月1日

岩手県総務部長  
宮城県総務部長  
福島県総務部長  
(人事担当課・市町村担当課扱い)  
仙台市総務企画局長  
(人事担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部公務員課長

東日本大震災に係る人的支援に関する留意事項等について（通知）

これまでの復旧・復興事業への多大なる御尽力に対し心より敬意を表します。

さて、今後、一層復旧・復興事業を円滑かつ確実に進めるためには、幅広い人的資源の確保が必要不可欠であると考えられます。各地方公共団体においては、これまでも様々な方法を活用して人員確保に御尽力頂いてきていただいているところでありますが、今般そのうちの一つの手法である、民間企業等との協定等により地方公共団体が民間企業等の従業員を当該民間企業等に在籍したまま採用することに関連し、以下のとおりその考え方を整理したので御連絡申し上げます。

各地方公共団体におかれては、これらの点にも留意しつつ、円滑な人的資源の確保に努めて頂きますようお願いいたします。

なお、民間企業等と協定等を行う際には、当該従業員の身分取扱い等について、十分に協議を行っていただきますようお願いいたします。

貴県内の市町村に対してもこの旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 民間企業等との協定等により地方公共団体が民間企業等の従業員を当該民間企業等に在籍したまま採用する場合には、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく採用や地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職としての採用が一般的には想定されることであること。
2. 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、民間企業等に在籍する従業員を採用する場合であって、民間企業等から給与その他の報酬を受ける場合等

には、営利企業等への従事に係る任命権者の許可（地方公務員法第38条）を受ければ、民間企業等の従業員としての身分を保持したまま、地方公共団体の職員としての身分を併有させることが可能であること。

当該許可を行う際の確認事項は、①職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと、②相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他職務の公平を妨げるおそれがないこと、③職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと等であること。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき採用された職員のうち、常時勤務に服することを要する者に対する社会保険制度の適用については、地方公務員等共済組合法による年金・医療保険制度及び地方公務員災害補償法による災害補償制度が適用されるものであること（地方公務員等共済組合法第2条第1項第1号及び地方公務員災害補償法第2条第1項第1号）。

東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため、国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されるものであって、当該法人に雇用されたまま地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき採用される職員に要する経費については、その全額を震災復興特別交付税により措置していること。

3. 民間企業等との協定等により、地方公共団体が民間企業等の従業員を当該民間企業等に在籍したまま、特別の学識又は経験等に基づいて、採用する場合には、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき採用することも可能であること。

この場合は、当該職を当該地方公共団体における一般職の職員では対応困難な特別の学識又は経験等が必要な職であると位置付けることとなるものと考えられること。

この際には、当該者は地方公務員法の適用を受けないこととなり、営利企業等への従事に係る任命権者の許可等を要することなく、民間企業等から給与その他の報酬を受けることが可能となるが、上記2における取扱いを踏まえ、職務の中立性・公平性を損ねることのないよう御留意いただきたいこと。

特別職としての任用には、非常勤の職への任用のほか、復旧・復興事業の対応のための常勤の臨時の職への任用もあり得るものであること。

特別職として採用された者であって、常時勤務に服することを要しない者のうち常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者に対する社会保険制度の適用については、地方公務員等共済組合法による年金・医療保険制度及び地方公務員災害補償法による災害補償制度が適用されるものであること（地方公務員等共済組合法第2条第1項第1号、同法施行令第2条第5号、地方公務員災害補償法第2条第1項第1号及び同法施行令第1条第1項第2号等）。

東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため、国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されるものであって、当該法人に雇用されたまま地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき採用される特別職に属する地方公務員に要する経費については、その全額を震災復興特別交付税により措置することとしていること。

[連絡先]

自治行政局公務員部公務員課 長田係長、青山主査

電話 03—5253—5542

e-mail y.aoyama@soumu.go.jp

24庁財第737号

平成25年3月15日

各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長 殿  
各都道府県・政令指定都市総務部長 殿

文化庁次長  
河村潤子

(印影印刷)

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査  
のための職員派遣について（依頼）

東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について、「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（平成23年9月30日付け23庁財第288号）」及び「東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査のための職員派遣について（平成24年9月27日付け24庁財第414号）」による依頼に関し、これまでの積極的な御協力に感謝申し上げます。

このたび、埋蔵文化財発掘調査の円滑かつ迅速な実施の観点から、岩手県、宮城県及び福島県からの要望も踏まえ、以下について、御協力いただきたいと考えております。

また、各都道府県教育委員会におかれては、管下の市区町村の教育委員会に周知いただき、協力に向け御尽力くださいますよう、お願いします。

記

1. 派遣職員による発掘調査に関する報告書の作成への支援

被災地において派遣職員が行った発掘調査について、派遣期間内に当該発掘調査に関する報告書の作成まで至らない場合も想定されます。

職員派遣を行っていただいた都道府県等教育委員会におかれては、派遣先地方公共団体の求めに応じて、派遣職員がその派遣期間終了後も報告書の作成を支援できるよう、協力をお願いします。

## 2. 埋蔵文化財発掘調査における民間会社の活用に向けての支援

埋蔵文化財発掘調査の円滑かつ迅速な実施の観点から、測量の実施、重機や作業員の確保及び管理について民間会社の活用も考えられますが、地域によってはその具体的な方法に関する知見や経験が少ないことが課題となっています。

このような業務に関する知見や経験を有する都道府県等教育委員会におかれては、民間会社の活用に関し、被災地の教育委員会の求めに応じ、担当職員の出張による応援等の協力をお願いします。

(本件担当連絡先)

文化庁文化財部記念物課

専門官 草野 純一 (内線2874)

係長 堀 敏治 (内線4768)

電話：(代表) 03-5253-4111

(直通) 03-6734-2876